

## 紫波町公告第9号

### 給食用食材納入業者登録の申請に係る公告

令和8年度及び9年度において、紫波町学校給食センターに給食用食材を納入する業者の登録について、次のとおり公告する。

令和8年1月8日

紫波町長 熊谷 泉

#### 1 定義

「給食用食材」とは、紫波町学校給食センター（以下「給食センター」という。）で使用する食材のうち、一部の地場産食材（別途締結する「学校給食用地場産食材購入契約」に係る食材をいう。）、飲用牛乳、米飯及びパンを除く食材とする。

#### 2 登録の基準

登録にあたっては、次の各号の基準をすべて満たすものとする。

- (1) 学校給食の意義、役割を理解するとともに、食品に関する諸法令を遵守していること。
- (2) 衛生管理上必要な製造設備、保管設備及び輸送車両等を有し、適切に維持管理していること。
- (3) 従業員の健康管理が十分行われていること。
- (4) 仕入れ又は製造加工能力が十分で、指定日時に所要量を納入できること。

#### 3 登録申請の要件

登録申請ができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和8・9年度の「紫波町入札参加者登録簿（物品の買入れ等）」に登録されている者。
- (2) (1)以外の者で、紫波町学校給食用食材調達取扱要領（以下「取扱要領」という。）表2に掲げる書類を給食センターに提出し、申請を認められている者。

#### 4 申請方法

- (1) 提出書類 給食用食材納入登録申請書（取扱要領 様式第1号）
- (2) 提出先 学校給食センター

(3) 提出方法 持参または郵送

(4) 申請期間

| 参加を希望する入札の種類 (※)  |  |                  |
|---|--|------------------|
| 年間入札  | 月別入札<br>(一般)                           | 月別入札<br>(精肉・青果物) |
| 令和8年度納入分の入札に参加するには、令和8年1月31日までに提出。<br>以降、令和9年度納入分の入札参加については、令和9年1月31日までの随時。 | 随時。<br>持参の場合の受付は、土・日曜日、祝日を除く9:00~16:00 |                  |

※取扱要領「5 入札 (1)入札の種類」参照。

## 5 登録の通知

給食センターが作成する「給食用食材納入登録事業者名簿」に登録完了後、当該納入登録業者に、給食用食材納入登録通知書（取扱要領 様式第2号）により通知する。

## 6 取扱要領の配布

取扱要領は、公告の日から紫波町公式ホームページにてダウンロード可能である。

## 7 その他

給食用食材の調達に関する詳細は、取扱要領による。